

# 改正入管法及び育成就労法の 関係省令に関する要望

2025年3月

国際連携推進協会

# 要望1：育成就労外国人への日本語講習の完全オンライン・オンデマンド化

## 政府が示している方向性では、地方と都市部で講習機会の差が生じ得る

### 政府の方向性

- 就労開始前後で、それぞれ育成就労外国人に対し、日本語習得のための講習受講を義務付ける方向
  - 就労開始前：A1相当の日本語能力の試験に合格していない外国人は、認定日本語教育機関又は登録日本語教員による講習を、最低100時間以上受講すること
  - 就労開始後：A2相当の日本語能力の試験への合格に向け、認定日本語教育機関又は登録日本語教員による講習を、最低100時間以上受講すること

※「[第2回特定技能制度及び育成就労制度の円滑な施行及び運用に向けた有識者懇談会 資料1](#)」（厚労省）を参照

### 懸念点

1. 認定日本語教育機関の少なさ
    - 令和6年末現在、22件が文科省から認定
    - 22件のうち、育成就労外国人への日本語講習を行える「就労」課程はゼロ
  2. 認定日本語教育機関の立地
    - 22件のうち、13件が首都圏又は京阪神圏
  3. 認定日本語教育機関への移動にかかる負担
    - 受入企業による送迎や外国人本人による移動費用等の負担が発生
- 特に地方において受講機会の減少及び負担の増加へ

### 要望

- 特に地方において、労働力人口が逼迫していることから、以下の事項について、文科省とも調整の上、日本語講習の完全オンライン・オンデマンド等での受講を認めていただきたい
  - 認定日本語教育機関認定基準（文科省令）第25条第3項において、授業を行う教室等以外の場所で履修できるのは、総授業時数の3/4を超えてはならないとする規定が存在し、完全オンライン・オンデマンド化の妨げとなっている

# 要望1：参考資料

## 認定日本語教育機関について

※太字は首都圏又は関西圏

NO	所在都道府県	所在数	定員数
1	<b>東京都</b>	5	<b>2,088</b>
2	<b>大阪府</b>	4	<b>800</b>
3	福岡県	3	270
4	宮城県	1	60
5	秋田県	1	80
6	<b>埼玉県</b>	1	<b>320</b>
7	<b>千葉県</b>	1	<b>80</b>
8	愛知県	1	100
9	<b>京都府</b>	1	<b>80</b>
10	<b>兵庫県</b>	1	<b>100</b>
11	和歌山県	1	80
12	佐賀県	1	100
13	鹿児島県	1	80
計		22	4,238

※出典元：[日本語教育機関認定法ポータル](#)（文科省）より弊協会作成  
（サイト確認日：令和7年2月26日）

## 認定日本語教育機関認定基準（抜粋）

### （授業の方法）

第二十五条 認定日本語教育機関の授業は、講義、演習、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

2 就労のための課程又は生活のための課程を置く認定日本語教育機関は、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該日本語教育課程に係る前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の授業の方法による授業科目の履修は、当該日本語教育課程の修了に必要な総授業時数の四分之三を超えてはならない。

4 就労のための課程又は生活のための課程を置く認定日本語教育機関は、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該日本語教育課程に係る第一項の授業を、他の者と連携して、校舎以外の場所で恒常的に履修させることができる。

# 要望2：「都市部」と「地方」の線引きについて

## 政府が示している方向性では、基準が明らかにされていない

### 政府の方向性

- 受入れ機関における育成就労外国人の受入枠と転籍枠について、現下の労働需給状況を鑑み、以下により育成就労外国人が都市部に集中することを防ぐ方向
    - 受入枠：優良な受入れ機関は基本受入枠の2倍まで、**優良かつ地方所在の機関は基本受入枠の3倍まで受入枠を拡大**
    - 転籍枠：**都市部所在の受入れ機関における、都市部以外の受入れ機関からの転籍者数を、基本転籍枠の1/2以下に制限**
- ※「[第2回特定技能制度及び育成就労制度の円滑な施行及び運用に向けた有識者懇談会資料1](#)」（厚労省）を参照

### 懸念点

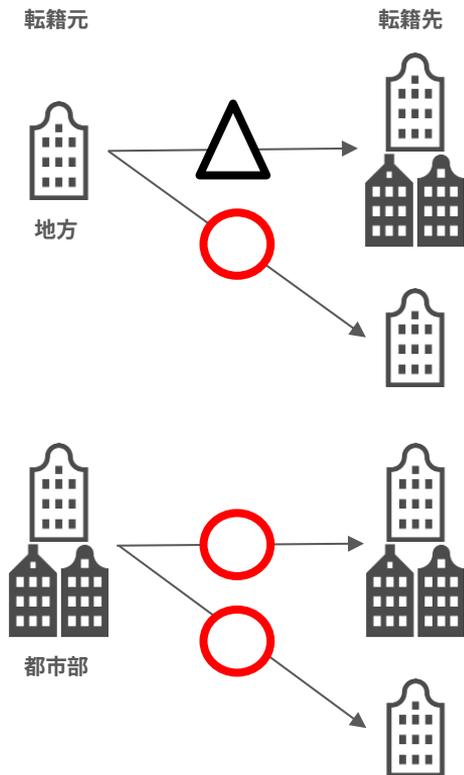
1. 転籍制限そのものの是非
    - 地方における労働力人口の減少は深刻である一方、育成就労外国人の職業選択の自由に、どこまで制限をかけられるのか
  2. 「都市部」の設定範囲
    - 都市部を多く設定（例：県庁所在地、政令指定都市、中核市及び首都圏・京阪神圏など）とすると、首都圏に転籍するための踏み台として、人口の少ない県庁所在地等が利用されてしまう可能性
- 真に育成就労外国人を必要としている地方に、人が集まらない可能性が生じる

### 要望

- 都市部の設定に際しては、人口集積の状況や年齢構造、大規模商業施設の集積率などの、複数の統計データを元に客観的な基準を設け、真に都市部とされる地域のみが、本制度上の都市部として設定されるよう、線引きを行っていただきたい
  - なお、有識者懇談会においては、同一都道府県内でも都市部と地方の線引きが起り得るとの意見もあるが、そこまで細分化して基準を設けることは困難であるほか、地元自治体や監理支援機関による自助努力の余地を一定程度残す意味でも、**線引きの最小単位は都道府県で十分**であると考え

## 要望2：参考資料

### 転籍制限について



### 各パターンにおける都市部と地方の関係

- 1. 地方から都市部への転籍**
  - 制限あり。都市部の範囲を広げすぎる（＝地方の範囲が狭すぎる）と、地方で就労する育成就労外国人にとっては転籍制限が強すぎるものになってしまう
- 2. 地方から地方への転籍**
  - 制限なし。ただ、1と同様に都市部の範囲を広げすぎる（＝地方の範囲が狭すぎる）と、地方で就労する育成就労外国人にとっては転籍制限が強すぎるものになってしまう
- 3. 都市部から都市部への転籍**
  - 制限なし。ただ、1と同様に都市部の範囲を広げすぎる（＝地方の範囲が狭すぎる）と、都市部の中でも、小規模都市が、大規模都市への転籍の踏み台として使われる可能性が生じる
- 4. 都市部から地方への転籍**
  - 制限なし